

住 民 監 查 請 求
監 查 結 果 報 告 書

八 戸 市 監 查 委 員

八 監 第 53 号
平成 22 年 12 月 21 日

請求人 様

八戸市監査委員 大野 善 弘

八戸市監査委員 藤 井 暎 也

八戸市監査委員 荒 川 重 雄

住民監査請求に基づく監査結果について(通知)

平成 22 年 11 月 1 日付け提出のあった住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査結果を通知します。

第 1 請求の受理

平成 22 年 11 月 1 日に提出のあった「八戸市職員措置請求書」は、同日に收受し、所定の法定要件を具備しているか否かを審査し、同年 11 月 11 日、本請求を受理した。

第 2 請求人

住 所

氏 名

第 3 請求の要旨(内容原文のまま)

八戸市環境部下水道業務課の浄化槽汚泥運搬委託料の支出は不要であるが平成 5 年度から毎年 1400 万円程継続して支出されている。

本来この汚泥は下水道部に持ち込む必要はない。ただちに毎月発生する運搬を停止し支出行為をやめよ。

第4 監査の実施

本件請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1. 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成22年11月12日付けで証拠の提出及び陳述の機会を与える旨通知したところ、新たな証拠の提出及び新たな措置の追加はなく、また陳述の申し出もなかった。

2. 監査対象事項

当該請求の要旨を関係課職員の事情聴取から得た内容を元に監査対象事項を次のとおりとした。

下水道東部終末処理場(以下「下水道終末処理場」という。)へ運搬している浄化槽汚泥について、現在の八戸環境クリーンセンター(以下「環境クリーンセンター」という。)の処理量を勘案した場合に当該施設での処理は可能で年間約1,400万円の費用をかけて運搬していることが不当な公金支出に当たるかどうか。

3. 監査の対象部局

当該委託の契約締結に関する事務は環境部下水道事務所下水道施設課(以下「下水道施設課」という。)が行っており、下水道施設課を監査対象部局とし、当該課職員より事情聴取を行った。

4. 監査の対象期間

法第242条第2項により、本件においては、委託契約の締結ないし委託料の支出のあった日から1年以内に監査請求を提出しなければならないが、本件監査請求が平成22年11月1日に提出されたものであるため、平成21年10月30日以前に委託契約の締結ないし委託料の支出が行われているものについては、当該請求期間を経過している。

法第242条第2項ただし書では、「正当な理由」があるときは当該行為があった日又は終わった日から1年を経過した後であっても監査請求をすることができるとしているが、正当な理由が示されないため、対象期間を平成21年11月1日から平成22年10月30日までとする。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により棄却と決定した。

第6 理由

1. 浄化槽汚泥運搬業務委託の経緯について

浄化槽汚泥運搬業務委託料は、既に下水道が供用開始されている区域内で下水道に接続していない世帯から発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥(以下「未水洗化し尿」という。)について、それに相当する量の浄化槽汚泥を河原木地区にある環境クリーンセンターから沼館地区にある下水道終末処理場に運搬するための経費である。

環境クリーンセンターは八戸地域広域市町村圏事務組合(八戸市、階上町、南部町(旧福地村)の1市2町)が共同処理するし尿処理施設である。

昭和61年度に施設の老朽化及び周辺住民からの悪臭苦情に対応するため、施設の更新が計画(注1)された。

計画にあたっては旧厚生省所管の国庫補助事業を活用するものであるが、処理能力については、旧厚生省との計画協議の際に旧建設省所管の国庫補助事業(下水道整備事業)と重複投資を避けるため更新後の処理能力は縮小(注2)される結果となったものである。

処理能力の縮小に伴い、処理しきれない未水洗化し尿についての対応を検討した結果、下水道終末処理場に運搬し処理する結論に至り、平成5年度から開始されたものであるが、下水道終末処理場では未水洗化し尿を受け入れる施設を持たないため、周辺の環境影響を考慮して臭気の少ない浄化槽汚泥のみを処理するものとした。その際に下水道終末処理場の汚泥処理系統の閉塞等のトラブルを防止するため、環境クリーンセンターでいったん前処理(ごみなどの固形物を取り除く)をしたものを運搬することとしたものである。

なお、これに関しては毎年度当初において八戸地域広域市町村圏事務組合と「覚書」(注3)を交わすことにより実施されている。

(注1)環境クリーンセンターの施設更新計画は昭和62年度から平成4年度までである。

(注2)環境クリーンセンターの処理能力

	更新前	更新後
1日当たり処理能力	376トン	335トン
うち第1処理場	170トン	170トン
うち第2処理場	206トン	165トン

(注3)「覚書」における下水道終末処理場への運搬量は年間約12,000トン、1日当たり約48トン(1週当たり5日間)である。

2. 浄化槽汚泥運搬委託契約の締結及び委託料の支出について

平成21年11月1日から平成22年10月30日までの当該委託契約に係る契約の締結及び毎月の支出負担行為等は、法令及び予算の定めるところに従い、適正に事務が行われている。

3. 年間収集量、下水道終末処理場への運搬量、環境クリーンセンターの処理量について

平成5年度から平成21年度までの実績数量の推移は次のとおりである。

年度・区分	年間収集量(トン)	下水道終末処理場 への運搬量(トン)	環境クリーンセン ターの処理量(トン)	環境クリーンセン ターの負荷率(%)
	(a)	(b)	(a-b=c)	$c \div (335 \text{トン} \div 1.10$ (変動係数) $\times 365$ 日)
平成5年度	126,672	11,721	114,951	103.4
6年度	124,659	11,762	112,897	101.6
7年度	124,863	11,813	113,050	101.7
8年度	124,321	11,700	112,621	101.3
9年度	124,319	11,581	112,738	101.4
10年度	128,412	11,760	116,652	104.9
11年度	127,637	11,727	115,910	104.3
12年度	125,273	10,826	114,447	103.0
13年度	124,307	11,756	112,551	101.3
14年度	125,308	11,364	113,944	102.5
15年度	126,638	11,753	114,885	103.4
16年度	123,437	11,759	111,678	100.5
17年度	121,335	11,760	109,575	98.6
18年度	117,926	11,258	106,668	96.0
19年度	115,203	11,758	103,445	93.1
20年度	112,946	11,594	101,352	91.2
21年度	109,698	11,841	97,857	88.0
17-21 平均	115,422	11,642	103,779	93.4

これらの推移をみると、直近の平成 21 年度と運搬を開始した平成5年度実績とを比較すると、環境クリーンセンターの年間収集量は 16,974 トン(13.4%)の減、同施設処理量は 17,094 トン(14.9%)の減、負荷率は 15.4 ポイントの減となっている。

同様に平成5年度実績を平成 17 年度から平成 21 年度までの過去5年間の平均数量と比較すると、年間収集量は 11,250 トン(8.9%)の減、同施設処理量は 11,172 トン(9.7%)の減、負荷率は 10.0 ポイントの減となっている。

下水道施設課職員の説明では、環境クリーンセンターでの全量処理の場合には、下水道終末処理場への運搬委託料が必要なくなる代わりに、環境クリーンセンターでの委託料、薬品代、電気料金、工業用水料金が増加するとしており、現行の前処理をした浄化槽汚泥を下水道終末処理場へ運搬し処理をした場合の費用比較では、
 の場合が約 2,200 万円、
 の場合が水処理工程を省略し浄化槽汚泥を直接汚泥処理工程に投入することができるため約 1,800 万円となり、
 の場合の方が 400 万円程度安価に処理できると試算(注4)をしている。

また、環境クリーンセンターの施設(注5)は老朽化が進んでいるうえ、し尿の有機物を分解除去する曝気槽内は長年にわたる使用によりし尿の砂分が堆積し始め、水処理能力の低下がみられることなどから、処理能力(注6)に余裕のある下水道終末処理場へ運搬し処理する方法を、当分の間継続していく必要があるとしている。

(注4)試算の内訳は資料1、2のとおりである。

(注5)環境クリーンセンターの施設

第1処理場は、平成2年度供用開始で21年経過。

第2処理場は、平成5年度供用開始で18年経過。

(注6)下水道終末処理場の1日当たりの処理能力

処理能力 50,000トン

平成21年度平均処理実績 40,300トン

4. 判断

市は、市域全体から収集されたくみ取りし尿及び浄化槽汚泥の全量を処理する責務があり、その処理にあたっては環境クリーンセンターと下水道終末処理場とを効率的・総合的に運用していく必要がある。

処理費用の比較と環境クリーンセンターの施設能力を勘案すると、現行の浄化槽汚泥を下水道終末処理場へ運搬し処理することについては、前述のとおり合理的な理由があると考えます。

したがって、本件浄化槽汚泥運搬委託業務に係る財務会計上の行為には、違法性又は不当性は認められず、請求には理由がないものと判断する。